

## 平成 30 年度第 3 回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成 31 年 2 月 13 日（水）午後 1 時 30 分開会 午後 3 時 25 分閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁 3 階 庁議室

3 出席者 委員 12 名、事務局 9 名

4 議 事

### 【報告事項】

- (1) 国民健康保険税軽減判定誤りに伴う追加課税並びに還付（返還）について
- (2) 平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業の状況について

### 【協議事項】

- (1) 平成 31（2019）年度豊岡市国民健康保険事業計画（案）について
- (2) 平成 31（2019）年度豊岡市国民健康保険税の賦課（課税）限度額及び軽減判定所得の見直しについて
- (3) 豊岡市国民健康保険財政調整基金について

## 会議録（要点記録）

1 開 会	
2 辞令交付	
3 あいさつ	
4 会長及び会長代理の選出	
5 諮問	
6 議事録署名人の指名	
7 議事【報告事項】	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項「(1)国民健康保険税軽減判定誤りに伴う追加課税並びに還付（返還）について」事務局の報告を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p> <p>(1)国民健康保険税軽減判定誤りに伴う追加課税並びに還付（返還）について</p>
議長	事務局の説明は終わりました。この件につきましてご質問等があればご発言ください。
委員	課税権が消滅した方たちからは国民健康保険税をもらえなかったり、返還もなくなるということですね。
事務局	お手元の資料を見ていただきますと、平成 24 年度から 27 年度の小計 16 世帯 75,500 円については、地方税法上 3 年を経過しておりますので、請求することはできません。追加課税をお願いするのは平成 28 年度から 30 年度の 18 世帯、310,200 円になります。逆に還付になるのは過去 5 年間、還付金ということで地方税法に定められていますので平成 26 年度から 30 年度までのものを還付します。ただし、25 年度 1 世帯、7,200 円については、豊岡市の要綱で返還金としてお返しします。
委員	それでは、それ以前のものはないということですか。
事務局	23 年度以前につきましては、基幹システムといいまして、現在のものと違うシステムを使用していました。ですからそれ以前はありません。24 年度に新しいシステムに移行した、パソコンを使用して机上で処理する仕組みになっていますが、それに移行した後のものです。返還金と還付金については、すべてお返しし、いただく方については、3 年時効という制度がありますので、いただけないという判断をしました。
委員	返していただくのはいいですが、追徴課税で徴収される方については行政不信につながらないようにお願いしたい。
議長	その他にございませんか。よろしいですか。
議長	続いて、報告事項「(2)平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業の状況について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>《 事務局説明 》</p> <p>1 被保険者数等の状況 ～保険事業の実施状況</p> <p>2 特定健康診査・特定保健指導事業</p> <p>3 国民健康保険税収納状況</p> <p>4 財政状況</p>
議長	事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。
委員	4ページの葬祭費の支給について申請者は被保険者ではないですね。どの程度までの人なら申請できるのか。
事務局	基本的に喪主の方です。
委員	亡くなった方のうちでどれくらいの方が申請されるのか。平成30年度は97件、これは亡くなられた被保険者の何パーセントの方が申請されましたか。申請する権利がある人で何人が申請され、何人が申請していないのか。
事務局	亡くなられた方のうちで何人来られたかは把握していません。ただし、申請は2年間有効ですので、亡くなられてすぐ申請される方もありますし、遠方のため、後で申請される方もありますので、全体のうち何人かは把握していません。ただ、100%ではありませんが、申請される割合はかなり高いと思います。
委員	案内はどのようにされているのか。
事務局	死亡届を出された際に、窓口で申請書をお渡ししています。
議長	その他ありますか。
委員	レセプト点検についてお伺いしたい。この事業そのものはかなり以前から取り組まれています。それなりの人材が必要であり人件費支出を行っている。誤りを発見して支出減につながっていると思うが、①どれくらいの費用対効果があるのか。また、②どれくらいの人件費が充てられているのか。さらに、③医療機関の明らかな過誤請求がレセプトの中に混じっている。このようなことを常習的に行う医療機関に対して、ペナルティはあるのか。以上3点についてお聞きしたい。
事務局	<p>まず、レセプト点検員は特別な技能をもっており、現在5名、嘱託職員を採用しています。5名についてきっちりとした数字はいくらというのは把握できていませんが、レセプト点検をするにあたって、トータルでみると3千万から4千万円程度の効果があると思います。一番多いのは、資格の給付で不当利得というものがあります。本来国保の方が4月1日から社会保険になった場合でも新しい保険証は4月20日過ぎにもらうケースがあります。その期間までに国保の保険証を使って病院に行く方がいます。実際に4月20日に保険証をもらわれても、あくまで資格は4月1日からとなりますので、国保の保険証を使われた方については、後から確認して直接個人や病院ではなく、社会保険事務所、協会けんぽなどとやり取りして、確実に返してもらっています。</p> <p>また、第三者行為というものがあって、これは交通事故などがあつた場合、加害者の保険から払ってもらうことが原則ですが、事故に遭つてすぐに病院に行</p>

	<p>ったケースなどは国保の保険証を使ったということもありますので、レセプトで点検をするなかで、これは交通事故ではないかと思われるものについては、本人に連絡して確認しています。確認してこれは交通事故だと確認できれば、保険会社と交渉して返してもらっています。以上のことから費用対効果は高いと思っています。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>第三者行為、いわゆる交通事故に関する原因としては医療給付、この場合は医療機関はあらかじめ熟知されていて、交通事故によるものは国保請求ではなく、加害者に請求がいくという前提になっている。そのあたりの周知徹底はされているのか。医療機関に聞いたほうが良いかもしれませんが、そういった情報交換などはされていますか。</p>
事務局	<p>明らかに交通事故だとわかる場合は事前に保険証を使わないように病院にも依頼しています。使った場合でも後で国保の窓口で説明を聞いてくださいと伝えてもらっています。ただ、事故にあって2、3日経ってから行かれた場合、本当に事故かどうかわからないこともありますので、レセプト点検を行う中で症状を本人に確認しながら事務を進めるケースもあります。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>さきほど、費用対効果のお話がありましたが、5人嘱託を雇用して、人件費がかかっていますので、それなりの効果がないと続けないと思います。今、手元に資料がございませんので、次回の4月の運営協議会でしっかりとした資料をお示しして、確実に効果があることを委員の皆さんに確認していただければと思います。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p>
委員	<p>諮問書に公費による財政支援はさらなる拡充は期待できないとありますが、広域化に伴って公費支援がどのように制度が変わったか簡単に教えていただきたいのと、拡充が期待できないというのは何のことを指しているのか説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>現在、公費いわゆる補助金は国から県単位で受けているのが基本です。国はここ2、3年前までは、全国で1,700億円公費として支出していました。30年度県単位化に伴い、プラス1,700億円、合計で3,400億円公費として支出しています。当然、保健事業など様々な制度により、多くもらうところ、少ないところがあります。また、市町単位でももらうものもありまして、30年度の国保税率が下がった要因の一つに、1,700億円プラスの公費拡大があったことが大きな原因かと思えます。各種事業が変わったということもありますが、平成29年度までの国の考え方はたくさん医療費を使ったところにたくさん補助金を出すという考え方でした。30年度からはがんばって医療費を抑えているところにたくさん補助金を出そうという考え方になりました。豊岡市は41市町で一番医療費が低いということもあり、一人当たりの補助金は多くもらったかと思えます。国の3,400億円というのは31年度も変わっていません。補助金自体は増えていませんが、医療費は上がっていきますので、歳出が増えて歳入が</p>

委員	変わらないということであれば、最終的には国民健康保険税にかかるものと思います。
事務局	3,400 億円というのは 31 年度も引き続き国としてはその程度の額を確保しているのか。したがってそれ以上に上積みはないということを諮問書で言っている意味ですか。
議長	そうです。あくまで減らされたということではなく、それ以上の上積みが見込めないということです。
	よろしいですか。その他ございませんか。 ないようでしたら、ここで5分ほど休憩をします。
	～休憩～
<b>7 議事【協議事項】</b>	
議長	それでは再開します。次に協議事項に入ります。先ほど諮問がありました事項について協議してまいります。 協議事項「(1)平成 31(2019)年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)について」事務局の説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 平成 31 年(2019)度豊岡市国民健康保険事業計画(案)
議長	事務局の説明は終わりました。ご質問、ご意見があればご発言ください。
委員	納付金の件で、全体として県全体の医療費の伸びが 3%、しかし、豊岡市は様々な事業をしているので加味されるだろうと言われましたが、これは保険税が下がるほうに影響がでると考えて良いのでしょうか。
事務局	下がるというより、納付金自体が平均に比べたら下がるという意味です。
委員	豊岡市からの県への納付金の下がるということですか。
事務局	医療分については、全体的な平均から見ると豊岡市は低いと言えらと思います。
委員	予算としては決定した時点では下がるだろうということですか。
事務局	納付金は確定しています。納付金というのはあくまで県へ納めるお金であります。当初予算についてですが、今後歳入など不確定なものもありますし、あくまで骨格予算です。きっちりしたものは決まっておきませんので、あくまで骨格予算ですので確定したものではありません。
委員	わかりました。
議長	その他ご意見はございませんか。よろしいですか。 それでは「平成 31 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)について」ご異議はございませんか。

委員	《 「異議なし」 の声 》
議長	<p>ご異議がないようですので、「平成 31 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)」について原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>では次に「(2) 平成 31 (2019) 年度豊岡市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》</p> <p>(2) 平成 31 (2019) 年度豊岡市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直し</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたらご発言ください。</p>
委員	<p>世帯数のことをおっしゃったが、表の中でどの部分がどう該当するかをご説明いただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>5割軽減が31世帯、62人増えます。これが5割軽減が増えている点線の部分です。2割軽減が増えている分が42世帯、98人の増となっています。これは平成30年度本算定データをもとに出しています。</p>
委員	<p>賦課限度額見直しで想定される人数は分からないのですか。</p>
事務局	<p>限度額に達している世帯であれば分かります。改正後は54世帯、改正前は64世帯です。</p>
委員	<p>税制改正に沿ってということですから、税制改正どおりにしていないところはないですね。</p>
事務局	<p>県下で2市やっていないところがあります。</p>
委員	<p>ちなみにどちらの市ですか。 分かれば後で教えてください。全国では多いんですね。</p>
事務局	<p>兵庫県下の資料しか持っていません。県単位化を目指すのであれば、最低条件ですので、あくまで国の基準にのっとってやるのが基本と認識しています。</p>
議長	<p>その他ございませんか。それでは「賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」ご異議はございませんか。</p>
委員	《 「異議なし」 の声 》
議長	<p>ご異議がないようですので、「平成 31 (2019) 年度豊岡市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」説明のとおり答申に盛り込むことといたします。</p> <p>続いて「(3) 豊岡市国民健康保険財政調整金について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局	《 事務局説明 》 「(3) 豊岡市国民健康保険財政調整金について」
議長	以上で説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたらご発言ください。
委員	県単位化になって、各市町村の基金を県が管理するということですか。各市町村にそのことについては任せるということですか。
事務局	先ほど説明しました資料2で、会計の話ですので分かりにくくて、どうして国保税が高くなるかというところですが、15ページの歳出をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、ほぼ歳出は動きません。県や国に納める額は確定していますので、例えば3の納付金は動きません。自主的に定められるのは総務費、職員の人件費であるとか事務費、あるいは物件費、先ほど審議していただきました保健事業をどうやっていくか。そうすると金額的には非常に少ない金額になります。保険給付費は歳入と連動しており、4款県支出金・保険給付費とほぼイコールの金額があがってきます。動くとすれば総務費と保健事業費くらいになります。そうしますと、逆に歳入14ページを見ていただくと、県支出金は確定です。動くのは繰越金と国保税をいくりにするのか。それによって基金の繰入金動くという仕組みになっています。歳出が余って、歳入の国保税をたくさん納めていただくと繰越金は増えます。しかし、歳出は固定していますので、従来の7億円といったような繰越金はまずないと思います。歳入の国保税は徴収率を上げれば増えますから、その分が余ったお金として翌年度使えるという仕組みになりますが、徴収率にも限界があって、会計上動けるスペースが少なくなっていることを理解していただいたうえで、こちらは現在の基金残高見込みである6億円くらいがマックスだとみています。あと税軽減のため1億円使ってしまうと、6年間で底をついてしまいます。ですから、いくら取り崩すかということがポイントになってきます。今回財政調整基金のあり方について昨年5月の運協で申し上げたのはそういう意味であり、今回その方向性を決めていただいて、運協で取崩しについてご意見をいただいて、国保税とも関係しますので慎重に判断していただいたうえで、答申に盛り込んでいただき、最終的に市長に判断いただくという流れになります。
委員	今年度、医療費分が県下で一番安かったということで、国保税が1万円以上下がったということで市民もたいへん喜んでいただいていると思います。県下で一番安かったのは色々要素があるかと思いますが、豊岡市が健康志向で病院に行く人が少なかったとかありますが、やはり病院に行きにくい条件とか、田舎の人は我慢して置き薬を飲んだりとか色々な条件があると思いますので、せっかくそういうふうになって喜んで、そういったところを今後維持していくためには努力して、国保財政調整交付金も何年間かは維持されると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。
議長	事務局から基金の取扱いについてということで協議しておりますが、皆さんからご意見はありますか。
委員	今までは市でお金を管理していましたから、繰越金は基金に入れた。今度は納付金として県から請求されるわけですね、いくら払ってくださいと。この納付金を被保険者で割って、払うから余りがでないという計算ですか。

事務局	資料の 14、15 ページにありますように歳出は決まっています。歳入を増やすというのは国保税の徴収率を 93%とみていたのが、94%に上がれば収入が上がっていきます。
委員	個人の単価が上がるということですか。
事務局	<p>そうです。当然、医療分は毎年上がりますので、30 年度が初年度であり、スタートするというのであれば今後は必ず上がるということですので、徐々に上がっていきます。</p> <p>しかし、その上がっていくのをもう少しならかにするために基金を使っていくということです。</p>
委員	<p>今の考え方だと基金は減るということしかない。</p> <p>他に手段はあるかというところですが。</p>
事務局	<p>先ほど言いましたように、納付金というのがありますが、納付金を払ったことによって、医療費、ここでいう 2 款の保険給付費は県がまかなってくれます。</p> <p>たとえば、30 億円払いました、その代わり豊岡市が 50 億円の医療費を使ってくださいということになります。それをがんばって 45 億円で収まりましたということになれば、当然 5 億円減っています。その 5 億円減った中身については、2 年後の納付金に反映することになっています。したがって、医療費を抑えれば抑えるほど納付金に反映する。それが 2 年後になります。これが 30 年度スタートしましたが、具体的に何かということはありませんが、そのように聞いていますので、納付金自体は常に上がるということではないと思います。医療費を使えばいいというものではなく、医療費を抑えれば納付金に反映するというご理解ください。</p>
議長	ただいまの事務局の説明ですが、2 年後に医療費に使った分の差額が反映するということですが、もう少しわかりやすく図解したようなものを次の機会に結構ですので、この協議会に提出いただくことはできますか。
事務局	わかりました。
議長	<p>そのほか委員の皆さんからございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました「豊岡市国民健康保険財政調整金について」ご異議はございませんか。</p>
委員	《 「異議なし」 の声 》
議長	<p>ご異議がないようですので、今後は説明のとおり進めさせていただきます。</p> <p>その他ご意見等はございませんか。よろしいですか。ご意見がないようですので本日の協議はこれまでとさせていただきます。</p> <p>諮問にかかる答申の最終取りまとめは、例年どおり 5 月の運営協議会で行いますが、本日の意見をもとに次回 4 月開催予定の運営協議会で十分にご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第の 8 「その他」に移りますが、折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いします。</p>

委員	先ほども言いましたが、昨年豊岡市の市民の方たちが医療費を使う分が少なく、国保税が下がったということで、やはり歓迎されていますので、ぜひ国保税の値上がりがないようぜひよろしくお願いします。
議長	そのほか委員の皆さんよろしいでしょうか。 それでは事務局から何かありましたらお願いします
事務局	<p>今後の日程です。答申には、本日ご協議いただいたことを踏まえて、平成 31 年度に適用する国民健康保険税の税率等を盛り込んでいただくこととなっております。そのためには 30 年度の繰越金、被保険者の所得把握が必要となります。これから税の申告が始まります。また医療費の実績も 4 月中旬にならないと出ませんので、次回の運営協議会は 4 月 24 日（水）午後 1 時 30 分から開催したいと考えております。</p> <p>内容は、繰越金の結果についての報告と基金の取り崩し額についてのご意見をいただきたいと考えております。国民健康保険税の賦課総額と世帯・1 人当たりの賦課総額見込みについてもご協議いただくこととしております。</p> <p>なお、会場につきましては、本日と同じこの庁議室を予定しておりますので、またご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今後の予定ですが、5 月上旬に再度運営協議会を開催し、税率についてご確認いただき、答申をまとめていただきたいと考えております。こちらにつきましても改めてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<b>9 閉 会</b>	